

令和 7 年(2025 年) 1 月 5 日
観光スポーツ文化部観光施設課

下関フィッシングパークに係る指定管理候補者の選定結果について

下記のとおり、下関フィッシングパークに係る指定管理候補者を選定しましたので、選定結果を公表します。指定管理者の指定については、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により下関市議会の議決を得る必要があります、令和 7 年第 4 回定例会の議会の議決を経た後に、下関市長が指定管理者を指定することになります。

記

1 各施設の概要

名 称 下関フィッシングパーク
所在地 下関市吉見古宿町 10 番 1 号

2 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日 (3 年間)

3 選定方法

指定管理候補者の選定については、学識経験者や経営又は財務に関する有識者等から構成される下関市指定管理候補者選定委員会（観光施設 2）に対して下関市長から指定管理候補者の選定に関する諮問を行い、ここにおいて、応募団体から提出された事業計画書、収支計画書、応募団体の経営状況を説明する資料等及び応募団体のプレゼンテーション及びヒアリング等による総合的な審議がなされ、応募団体についての意見の答申を受けました。

下関市は、その意見及び選定の基準を総合的に審査し、指定管理候補者を選定しました。

4 各指定管理候補者

名 称 株式会社ハウスビルシステム
所 在 地 大阪市北区梅田一丁目 2 番 2-1200 号

5 選定までの経緯

令和 7 年 8 月 1 日	公募により応募団体を募集開始
令和 7 年 8 月 18 日	現場説明会の実施
令和 7 年 8 月 18 日	申込受付の開始
令和 7 年 9 月 1 日	申込受付の終了
令和 7 年 10 月 2 日	下関市長から指定管理候補者の選定に関する諮問を行い、

下関市指定管理候補者選定委員会（観光施設2）を開催

令和7年10月2日 審査結果の答申

令和7年11月4日 指定管理候補者を選定

（1）応募資格

次の（ア）から（ウ）までの要件を満たす法人その他の団体（以下「団体」という。）又はその共同事業体での応募とし、個人での応募は受け付けません。

なお、単独で申込をする団体は、他の共同事業体の構成員となることはできません。また、1の団体が複数の共同事業体の構成員となることもできません。

（ア）海釣り施設の管理運営の経験を有していること。

（イ）次のいずれにも該当していること。

① 法人税、法人市・県民税、事業税、消費税、地方消費税その他の租税及び労働保険料を滞納していないこと。

② 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続中でないこと。

③ 指定管理者の責に帰すべき事由により、過去2年以内に指定の取消しを受けていないこと。

④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本市における入札参加を制限されていないこと。

⑤ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある団体でないこと。

⑥ 過去2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていないこと（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みであること）。

⑦ インボイス制度における適格請求書発行事業者として登録を受けていること。

⑧ 共同事業体の場合には、構成する全ての団体が①から⑦までの条件を満たすとともに、申込時に「共同事業体協定書」を提出し、また、選定後協定締結時までに、代表団体及び責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、組合契約書の写しの提出が可能であること。

なお、共同事業体での申込をする場合は、申込時に共同事業体名での申込を行うこと。

※ 共同事業体にあっては、代表団体が（ア）及び（イ）の要件を満たしている場合に、申込手続を行うことができます。

（ウ）現場説明会に参加すること。

（2）応募状況

説明会参加団体数 1団体

申込書提出団体数 1団体 株式会社ハウスビルシステム

6 選定結果

(1) 選定委員会の審査結果

下関フィッシングパーク					
株式会社ハウスビルシステム					
	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員
採点	7 4	7 4	6 6	8 7	7 5
合計点	3 7 6				
平均点	7 5. 2				

(2) 選定基準

各委員 100点満点の採点方式により選定することとし、以下2項目全てに該当する団体を選定することとした。なお、最低制限基準は、60点以上とした。

①過半数の委員が最低制限基準以上の採点である。

②採点の平均が最低制限基準以上である。

※選定基準は、別添1 指定管理候補者選定（審査）の基準・着眼点のとおり

(3) 選定委員会での主な意見

- ・初心者の掘り起しやリピーターへの対応について
- ・情報発信について
- ・施設における安全対策について
- ・費用対効果について
- ・地元の利用について

(4) 議事録（要点） ※注：「(1) 選定委員会の審査結果」中のA～E委員は、議事録中のA～E委員とそれぞれ同一の委員ではありません。』

※別添2 下関市指定管理候補者選定委員会（観光施設2）議事録（要点）のとおり

(5) 選定の主な理由

- (ア) 下関市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項各号の選定基準を満たしているため。
- (イ) 下関市指定管理候補者選定委員会（観光施設2）における審査の結果、指定管理候補者として適当であるとの答申があったため。

(6) 選定された団体の提案内容

※別添3 提案概要のとおり

7 下関市指定管理候補者選定委員会（観光施設）の委員（5人）

【学識経験者】 岸本 充弘（公立大学法人下関市立大学 経済学部教授）

【経営・財務に関する有識者】 祖山 久美（一般社団法人山口県中小企業診断士協会会員）

【観光に関する有識者】 田中 富士子（一般社団法人下関観光コンベンション協会
事務局長）

【管理運営に関する有識者】 田中 一博（下関市観光スポーツ文化部長）

植田 穎俊（下関市観光スポーツ文化部次長）

※委員長は、委員の互選により決定

8 提案額

・納付金

下関フィッシングパーク

令和8年度～令和10年度

利用料金収入 9,933千円を基準額とし、基準額を超過した場合の金額の50%

※利用料金収入の状況により下関市への納付金が発生する場合あり。